

## はじめに

仙台市は宮城県のほぼ中央部に位置し、東は太平洋、西は山形県に接し、広大な市内には船形山、泉ヶ岳などの山々や広瀬川、名取川などの河川があり、多彩な自然景観に恵まれ、都心部にもけやき並木が広がるなど、都市と自然が調和した「杜の都」、「学都」、「楽都」などと呼ばれ親しまれているまちである。

2011年3月11日の東日本大震災では、激しい揺れと巨大な津波により、全市的に大きな被害を受け、現在その復旧・復興に懸命に取り組んでいるところである。

## 仙台市の予防体制

当市の消防は、消防局、6消防署、3分署、17出張所、救急ステーション、航空隊で組織し、職員約1,100人が107万市民の安全・安心のために従事している。

予防業務体制は、消防局予防部に予防課、危険物保安課の2課を置き、消防署に配置されている予防課指導係を中心として約38,000の防火対象物等の指導を実施している。

# 消防法第17条 第1項違反に伴う 警告事例

仙台市消防局予防部危険物保安課  
安田貴徳



近年の違反処理の実績としては、平成24年度は、命令4件、警告18件、平成25年度は、命令2件、警告18件となっており、いずれも改善されている。

## 違反是正事例

### (1) 事案の概要

ここでは、消防用設備等点検結果報告書において、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の加圧送水装置起動不良、附帯する蓄電池設備の触媒栓不良及び自家発電設備の始動不良を指摘されたにもかかわらず、未改修のまま消防法令違反が継続されていた複合用途の防火対象物に対し警告書を交付し、全ての消防法令違反を是正させた事例を紹介する。

### (2) 防火対象物の概要等

#### ① 建築物構造等

構造：耐火造

階数：地上7階、地下1階

面積：建築面積673.5㎡、延面積4,928.9㎡

普・無窓判定：無窓階

#### ② 用途

消防法施行令別表第1(16)項イ

7階	空室
6階	個室型店舗(喫茶)
5階	遊技場(ボーリング場)
4階	遊技場(ボーリング場)
3階	飲食店・事務所
2階	飲食店・美容室
1階	飲食店
地下1階	飲食店

#### ③ 収容人員

827名(内従業員110名)

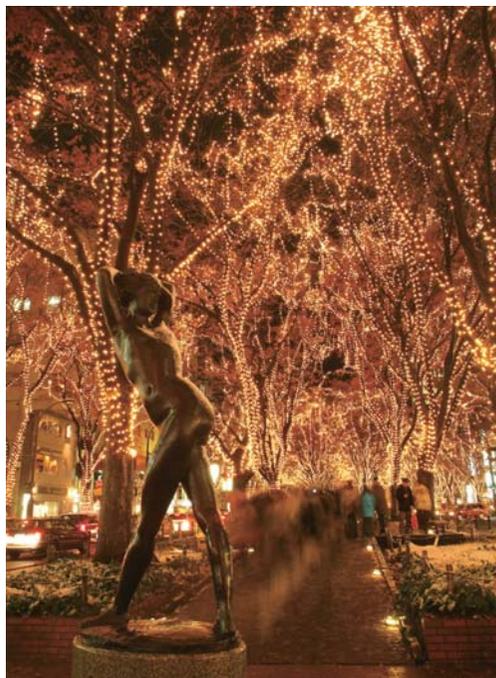
### (3) 消防法令違反の状況

#### ① 防火管理関係

○防火管理者未選任(一部テナント)(消防法第8条第1項・第2項)

○消防計画未作成及び未改正(消防法第8条第1項、消防法施行令第4条)

○消火・通報・避難訓練未実施(消防法第8条第1項、消防法施行令第4条)



SENDAI光のページェント

○共同防火管理協議事項未改正(消防法第8条の2第1項・第2項)

○防火対象物定期点検未実施(消防法第8条の2の2、消防施行令第4条の2の2)

#### ② 消防用設備等関係

○屋内消火栓設備加圧送水装置起動不良(消防法第17条第1項、消防法施行令第11条)

○スプリンクラー設備加圧送水装置起動不良(消防法第17条第1項、消防法施行令第12条)

○自動火災報知設備感知器一部未警戒(消防法第17条第1項、消防法施行令第21条)

○自家発電設備(始動不良)(消防法第17条第1項、消防法施行令第11条・第12条)

○蓄電池設備(触媒栓不良)(消防法第17条第1項、消防法施行令第11条・第12条)

## 消防法令違反の経過と立入検査

### (1) 違反経過

平成19年の消防用設備等点検結果報告書において、屋内消火栓設備の加圧送水装置起動不良が指摘されたため、これを端緒に立入検査を実施し、予防査察結果通知書を交付して改修を指示するな

## ❌ 違反是正

ど行政指導を行ってきたが、関係者には一向に改善する意思が見られない状態であった。

また、平成23年に報告された消防用設備等点検結果報告書において、屋内消火栓設備に加え、スプリンクラー設備の加圧送水装置の起動不良、蓄電池設備の触媒栓不良及び自家発電設備の起動不良が指摘された。

### (2)立入検査の実施

このような状況を受け、平成24年1月に違反処理を主眼とした立入検査(実況見分含む)を実施したところ、消防用設備等の不備のみならず、防火管理に関する違反を確認したため、消防用設備等の違反については、施工業者を早急に選定し請負契約書及び工程表を提出すること、防火管理に関する違反については、違反内容から1カ月以内に全て是正するよう予防査察結果通知書により通知を行った。

平成24年2月、予防査察結果通知書に対する改善計画が関係者から提出され、防火管理に関する違反については、防火対象物定期点検未実施を除き届出があり、消防用設備等の違反については、同年6月25日までに改善する旨の回答を得た。

### (3)確認査察と実況見分の実施

改善報告書の履行期限が過ぎた平成24年7月、消防用設備等の状態を確認するための確認査察を実施したところ、全く是正されていない状況を確認し、法令違反の事実を特定したことから、直ちに違反処理に移行することを考慮し実況見分を行った。

実況見分の結果、屋内消火栓設備及びスプリン

クラー設備は、加圧送水装置(動力ポンプ)の電源が入らない状況であり、蓄電池設備の触媒栓の不良及び自家発電設備の起動も不良であった。この状況下における有効な消火設備は消火器のみであり、建物の使用形態を考えると、火災が発生した場合、多数の死傷者が発生する危険性が極めて高く、また、これまでの関係者の消防法令に対する意識を考えると、引き続き法令違反の状態が続く可能性が高いと判断した。

## 違反処理方針の決定

### (1)違反処理の検討

上記の内容を踏まえ、以下について検討を行った。

1点目として、これまでの指導経過を踏まえ、行政処分に移行する前に行政としての説明責任を適正に果たす必要があることから、関係者への十分な説明と関係者の改善の意思を確認したうえで指導しなければならないことを念頭に置くとともに、行政処分を見据えた違反処理を行うこと。

2点目として、これまで関係者の改善意思が全く見られないことが過去の指導経過から確認されていることから、警告事項に係る改善計画の提出がなされない場合や改善内容が不適正な場合、また、工期工程から是正の進捗が明らかに遅滞した場合は、命令へ移行することを踏まえた違反処理を行うこと。

### (2)違反処理の決定

以上のことから、これまでの行政指導から行政



仙台七夕まつり

処分へと消防機関としての権限を適切に行使する行政責任を果たし、関係者の消防法令違反に対する意識の改善を図るため、消防法第17条の4に基づく設置維持命令を視野に入れた警告による指導が妥当であると判断した。

## 火災の発生と違反処理の再検討

関係者に対する警告書の交付を前にして、入居しているテナントにおいて電気器具配線に起因する火災が発生したことから緊急に査察を実施し、消防法第5条による使用停止命令を含め違反処理の方向性を検討したが、火災の規模が極めて部分的であり、延焼拡大しなかったこと、また、初期消火、通報及び避難誘導が迅速かつ適確であり、関係者の責に帰すべき事由がないと認められたことから、火災による使用停止命令は困難と判断し、これまでの消防用設備等の違反に絞って警告書を交付することを決定した。

## 違反処理の実施

### (1)警告書の交付と改善計画

平成24年7月18日、消防法第17条第1項に基づき、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備維持管理不適を事由に関係者に対して警告書を交付し、改修期間については、工事に係る見積り及び改修規模を踏まえ、社会通念上是正可能な日数とし、平成24年12月とした。

平成24年7月31日に警告事項に関する改善計画書が届出され、改修内容としては屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の加圧送水装置の入れ替え、自家発電設備及び蓄電池設備を更新し、平成24年11月までに全ての警告事項を改修するとの内容であった。

なお、改善計画書の届出に際し、改修に係る工事請負契約書及び工期工程表を添付させるとともに、工事への着手及び進捗状況についての毎週の報告と詳細な改修管理計画の提出を求め、関係者に対する法令違反の意識付けの徹底に努めた。

### (2)警告事項の改善

平成24年10月25日、自家発電設備吊り上げに伴う道路使用許可申請等が一部遅延したこと

や、着工時にスプリンクラーヘッド未警戒、自動火災報知設備の感知器の一部未警戒などが新たに判明し、結果的に当初予定していた期間から遅れたが、平成24年12月26日、警告書交付から約5カ月で警告事項に係る指摘事項の全てが改善されるに至った。

## 関係者の意識

消防用設備等点検結果報告書における不備事項が放置された事由としては、全ての不備事項が代表者まで報告されておらず、重大な違反事項の情報が担当者レベルで止まっていたこと。また、消防法違反という現在置かれている状況の認識が極めて甘く、消防用設備等の改修を先送りに行っていたことが挙げられる。

## 消防法令違反の再発防止とアフターフォロー

警告事項の改善後、実効性のある防火管理体制の確立と消防用設備等の適正な維持管理を柱とする「再発防止対策書」を提出させることで、あらためて関係者に対し消防法令を遵守することの重要性について理解を求めた。

## おわりに

近年、社会情勢の複雑多様化により消防行政を取り巻く環境は大きく変化しており、我々予防業務に従事する職員には、より高度な知識・技術、対応力が求められている。

特に消防法令違反については、本事案のみならず、関係者の法令違反に対する意識が低いこと等が要因となって、行政指導のみでは違反が改善されないことが多いことから、違反状態を放置することなく、行政指導からすみやかに行政処分へ移行することが、消防行政を適切に遂行していくうえでの責務であると考えている。

そのためには、予防業務に従事する職員一人ひとりが「防火対象物を利用する人々の安心・安全を確保しているのだ」という強い信念をもって、日々の業務に前向きに取り組むことが何よりも大切であると考えている。

(写真提供：「仙台観光コンベンション協会」)